

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の取扱いについて

国の動向（給特法改正）

○教育委員会における実施の確保のための措置

- ①教育委員会に対し、**業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付け**
- ②計画の内容・実施状況について、**総合教育会議への報告を義務付け**
- ③計画の策定・実施に関し、都道府県教委による区市町村教委への指導助言等を努力義務とする

○1 か月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設

関連附則において、**令和11年度**までに1 か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標として示す。

都の状況・対応

○都教育委員会は、**令和 8 年度までを計画期間**とし、集中的に取り組むべき具体的な対策をまとめた「**学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム**」を、令和 6 年 3 月に策定し、学校における働き方改革を推進

⇒給特法第 8 条において各教育委員会に義務付けられた「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」について、東京都では現行の「**学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム**」を本計画と位置付ける。

改定について

○「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」が令和 8 年度末までの計画であることを踏まえ、令和 9 年度以降に向けて、次年度に改定を行っていく。